

選挙運動の不・思・議



選挙が近くなると、街中や家の周りなどでも前号で紹介したポスターや選挙カーを見掛けることが多くなります。これらは「選挙運動」の一環ですが、「何でだろう？」と思うこともたくさんあると思います。そこで今回のせんかん新聞では、選挙運動を巡る「不思議」の中からいくつか取り上げて解説します。

ひらがなの苗字・名前が多い？

前号で出てきたポスター掲示場、氏名の苗字・名前が「ひらがな」で書かれている人が多いと思いませんか。



ひらがなの苗字・名前が多いです。

これは「通称」というものを使用しているからです。選挙の立候補届には本名（戸籍上の氏名）を記載しますが、本名以外で広く通用している通称がある場合や、本名を仮名書き（ひらがな・カタカナ）にする場合、申請をして認められれば、**ポスターや選挙公報の氏名などに通称が使用できます**。なお、通称を使用している候補者について、投票の際、有権者が本名を書いても有効です。

選挙カーから繰り返し流れてくる？

選挙が近くなると、選挙カーから「〇〇です。〇〇をよろしくお願いします。」と同じことばかり言っているなあと思ったことはないでしょうか。



繰り返すのには、理由がある？

実は、選挙カーからは繰り返し言うこと「**しか**」法律で認められていないのです。法律（公職選挙法）では、「選挙運動のために使用される自動車の上においては、選挙運動をすることはできない。」と規定したうえで、その例外として、

- ・停止した自動車の上において選挙運動のための演説をすること
- ・自動車の上において選挙運動のための「**連呼行為**」をすること

が認められています。なお、選挙カーによる連呼行為ができるのは午前8時～午後8時までです。

明るい選挙啓発作品展を開催しました

2月9日（水曜日）から20日（日曜日）まで、あかがねミュージアムにおいて、明るい選挙啓発作品展を開催しました。新型コロナウイルス感染拡大の影響で、会場も部分開館となる中での開催でしたが、会場には親子連れなどが訪れ、じっくりと作品を鑑賞する姿が見受けられました。

